

## 上里町

## 農業降ひょう被害臨時応援給付金

申請書の作成には、上里町ホームページや上里町役場産業振興課に備付けの「記入例」を必ずご確認ください。

## 事業概要

令和4年6月2日の降ひょう被害によって農作物、及び農業用施設に被害を受けた農業者に対し、事業継続の一助としていただくため、農作物、農業用施設のいずれか、又は両方に対し給付金を支給するものです。

## 支給金額

〈農作物〉 5万円／経営体（10万円以上の被害を受けた方）

〈農業用施設〉 5万円／経営体（10万円以上の被害を受けた方）

※最大 10万円／経営体（上記二つに該当した場合）

対象者（下記に全て該当する方）

- 町内に住所を有する販売農家、町内に主たる事務所を置く農業法人、上里町認定農業者、又は上里町認定新規就農者。
- 年間50万円以上の販売農家
- 降ひょうにより農産物又は農業用施設に（他の公的な助成金等を除き）10万円以上の被害を受けた方。
- 申請時において農業を継続する意思がある方。
- 他の市町村が実施する同種の支援事業を受けていない方。

## 申請期限

令和4年7月19日（火）～令和4年12月28日（水）まで

申請方法については裏面→

# 申請方法

## 申請

申請期限までに、上里町役場産業振興課窓口又はＪＡ埼玉ひびきの上里営農経済センターに申請書類等を提出してください。

## 審査

町（産業振興課）で内容を確認します。

## 支給

町より支給決定通知書が郵送されます。

その後、申請時に指定された口座に入金されます。

# 添付書類

- ①確定申告書第一表及び青色申告決算書、又は収支内訳書（農業用）等、令和3年中に50万円以上の売上があったことがわかる書類の写し。
- ②振込口座の通帳の写し※再生協議会届出口座であれば省略可能  
（名義、口座番号、店番号がある通帳を開いた最初のページ）
- ③被災圃場・施設等の写真  
（もし、被害が確認できる写真がない場合は現状の写真）

# 注意事項

- ・「申請書」及び「記載例」を下記提出先窓口または上里町ホームページから入手し、内容をご確認の上、申請してください。
- ・給付金の給付は、同一経営体につき1回限りとします。

## 【提出先・問合せ先】

〒369-0392 上里町大字七本木5518

上里町役場2階 産業振興課産業観光係

TEL：0495-35-1232

※申請はＪＡ埼玉ひびきの上里営農経済センターでも受け付けます。